

## 第2章 鹿児島市公共下水道事業の沿革

### 1 鹿児島市公共下水道事業の整備の推移

本市の下水道事業計画は、第1次計画として繁華街の山之口町を中心とする中央地区、城南地区など甲突川以北を対象とした計画を策定し昭和27年5月7日に下水道築造の認可を受け、昭和30年11月29日に錦江処理場での処理を開始しました。これは、終末処理場を持つ公共下水道として全国で7番目となっています。

その後、処理区域を拡大するために昭和35年に第2次、昭和43年に第3次の計画変更を行い、昭和40年代に入ると人口の増加により市街地周辺部に造成された大規模住宅団地の下水道を緊急に整備する必要があることから、昭和45年に第4次計画の変更を行いました。昭和46年には新都市計画法により、市街化区域の線引きが行われ、市街化区域内の早急な下水道の完備を目標に昭和47年に第5次の計画変更を行いました。この後、昭和58年には第6次、昭和61年には第7次、平成3年には第8次変更を行い現在では、平成7年に変更計画を行った第9次変更計画（平成10年一部変更）に基づき下水道の整備を進めています。

事業計画区域の拡大状況については図3、下水道事業認可の経緯については表1のとおりとなっています。

図3 鹿児島市公共下水道の事業計画区域の拡大状況

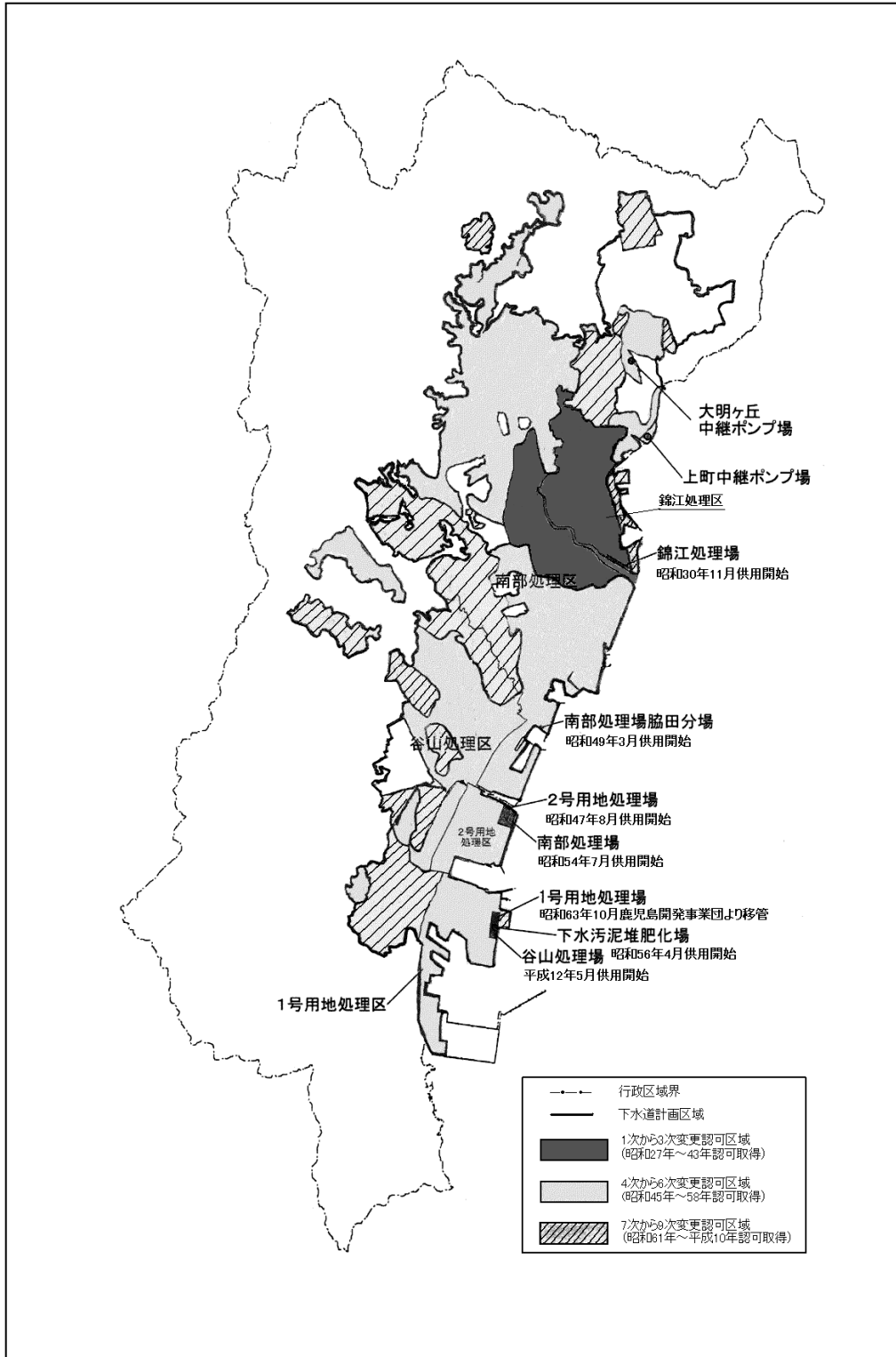


表1 鹿児島市公共下水道事業認可の経緯

事業名 区分	第1次計画 公共下水道事業	第2次変更計画 "	第3次変更計画 "	第4次変更計画 "	第4次変更計画 "(一部変更)"	第5次変更計画 "	第5次変更計画 "(一部変更)"	第6次変更計画 "	第7次変更計画 "	第8次変更計画 "	第9次変更計画 "	第9次変更計画 "(一部変更)"	
施行年次	昭27～37	昭27～44	昭27～46	昭27～46	昭27～51	昭27～55	昭27～60	昭27～62	昭27～平2	昭27～平7	昭27～平12	昭27～平16	
計画排水処理面積 (ha)	300	650	850	1,210	1,486.2	3,278.2	3,529	4,450	5,670	6,430	6,920	7,013	
計画排水処理人口 (人)	70,000	140,000	160,000	200,000	200,000	380,000	405,000	400,000	455,000	470,000	505,000	518,000	
計画排水処理区域	中央・城南・上町地区	左記地区・中洲・荒田地区	左記地区・城西地区	原良・武岡の各団地 左記地区・新市街地 (緑ヶ丘・伊敷・城山・)	左記地区・2号用地	左記地区 空港跡地・3号用地・慈眼寺団地・草牟田 伊敷・原良の一部・郡元・紫原・宇宿・塩屋地区・	左記地区 星ヶ峯ニュータウン	左記地区 谷山第一地区土地区画整理区域	左記地区 団地・梶原団地・宇宿八洲ハイツ・桜ヶ丘団地・亀ヶ原 新市街地(千年団地・祇園之洲・武岡ハイランド・せばる 左記地区・甲突川流域・宇宿・希望ヶ丘・魚見ヶ原地区	左記地区 掛之下地区・錦江台地区・桜川第二地区・中山・1号用地 域・田上団地・西郷団地・緑ヶ丘団地・谷山市街地・和田 左記地区・大明ヶ丘団地周辺地区・坂元地区・田上新川流	左記地区 団地・西郷団地・宇宿中間地区・大峯団地 左記地区・伊敷ニュータウン・皇徳寺ニュータウン・花野	左記地区 地区・開発団地(星ヶ峯ニュータウンの一部等) 左記地区・吉野第一地区・坂之上地区・鹿児島本港区埋立	左記地区 隣接地 1号用地 A区地先・永田川河口橋・鴨池港・慈眼寺団地 左記地区・谷山第二地区及びその周辺地区・臨海部埋立(

## 2 下水の排除方式

本市の下水の排除方式については、汚水と雨水を別々に排除する分流式を採用しました。その理由としては、合流式の下水道が巨額の建設費を必要とすること、本市の土質がシラス土壌で水の洗掘に対して非常に弱いため、多雨気候の本市の場合は、降雨により側溝、水路等へ流入する土砂類の量も多く、これが合流式による地下埋設管に流入すると、その排除に要する費用も膨大になること、また、本市の市街地は、昭和21年に着手した戦災復興土地区画整理事業に伴う道路側溝、水路等の整備が進んでいたことなどによるものであります。